

静岡県告示第187号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月22日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
414号	賀茂郡河津町逆川字向井田244番の1から 賀茂郡河津町逆川字向井田253番の11まで	令和5年3月22日

=====

静岡県告示第188号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月22日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
修善寺戸田線	沼津市戸田字中島上877番の7から 沼津市戸田字中島上883番の6まで	令和5年3月22日